

○八女西部広域事務組合事務分掌規則

(平成28年3月24日 規則第1号)

八女西部広域事務組合事務分掌規則(昭和52年規則第6号)の全部を改正する。

(組織及び職員)

第1条 八女西部広域事務組合(以下「組合」という。)事務局設置条例第1条に規定する事務を分掌させるため、組合に事務局長(以下「局長」という。)、担当次長、労務主任を置く。

- 2 組合長が特に必要と認めるときは、参事を置くことができる。
- 3 前2項の規定に定めるもののほか、必要に応じて、局長補佐、参事補佐、主任主査、主査、主任主事又は主事を置くことができる。

(職務)

第2条 局長は、組合長の命を受け、組合事務を総理し職員を指揮監督する。

- 2 参事は、上司の命を受け、職員を指揮監督し、特命事務をつかさどる。
- 3 局長補佐は、上司の命を受け、局長を補佐し、局長に事故あるときは、これを代理する。
- 4 参事補佐は、上司の命を受け、組合事務に関し、局長又は参事を補佐する。
- 5 担当次長は、上司の命を受け、担当する事務をつかさどる。
- 6 主任主査は、上司の命を受け、担当次長を補佐し、複雑な事務を処理し、担当次長に事故あるときは、担当次長の職務を代理する。
- 7 労務主任は、上司の命を受け、監督等の業務をつかさどる。
- 8 主査は、上司の命を受け、担当次長を補佐し、複雑な事務を処理する。
- 9 主任主事は、上司の命を受け、複雑な事務を処理する。
- 10 主事は、上司の命を受け、事務を処理する。
- 11 前各項に規定する職以外の職にある者は、上司の命に従い業務を処理する。

(代理)

第3条 局長に事故あるとき又は局長が欠けたときにおいて、前条第3項によりがたい場合は、担当次長がその職務を代理する。

(事務)

第4条 組合の事務は、おおむね次のとおりとする。

(1) 議会事務局事項

- ア 議員の身分及び資格の得喪に関すること。
- イ 議員の報酬に関すること。
- ウ 本会議、委員会、協議会及び公聴会に関すること。
- エ 議案の受理及び取扱いに関すること。
- オ 会議録に関すること。

- カ 議決事項の処理に関する事。
- キ 議員の出欠に関する事。
- ク 議事に関する事。
- ケ その他議会に関する事。

(2) 人事事項

- ア 職員任免、給与、勤務時間その他勤務条件に関する事。
- イ 職員の共済及び福利厚生に関する事。
- ウ 職員の健康管理に関する事。
- エ 職員研修に関する事。
- オ 職員団体に関する事。
- カ 職員の公務災害補償に関する事。
- キ 職員の給与に係る諸控除に関する事。
- ク 儀式及び交際に関する事。
- ケ 褒章及び表彰に関する事。
- コ 公平委員会に関する事。
- サ その他人事に関する事。

(3) 行政事項

- ア 議会の招集に関する事。
- イ 条例、規則等の制定及び改廃に関する事。
- ウ 公告式条例に関する事。
- エ 公印の管理に関する事。
- オ 事務分掌及び事務改善に関する事。
- カ 文書管理に関する事。
- キ 例規類の編集発行に関する事。
- ク 各種統計に関する事。
- ケ 電子計算組織の管理運営に関する事。
- コ その他情報処理に関する事。

(4) 財政事項

- ア 予算編成に関する事。
- イ 予算執行に関する事。
- ウ 財政計画に関する事。
- エ 組合債に関する事。
- オ その他財政に関する事。

(5) 会計事項

- ア 出納関係書類の整理保管に関する事。
- イ 決算に関する事。

- ウ 収入及び支出に関すること。
- エ 支出負担行為に関すること。
- オ 指定金融機関に関すること。
- カ 歳入歳出外現金及び有価証券の保管に関すること。
- キ その他出納事務に関すること。

(6) 契約管財事項

- ア 普通財産の取得、処分及び公有財産の記録管理に関すること。
- イ 組合所有物件の保険に関すること。
- ウ 財産の登記及び登録に関すること。
- エ 工事請負、業務委託及び物品の契約に関すること。
- オ 物品の取得処分に関すること。
- カ 庁舎及び構内の維持管理に関すること。
- キ 自動車の管理に関すること。

(7) 衛生事項

- ア 火葬に関すること。
- イ 火葬場使用料に関すること。
- ウ 墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）に関すること。
- エ 廃棄物（可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ）の処理及び終末処理に関すること。
- オ ごみ処理手数料に関すること。
- カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に関すること。
- キ ごみの分別、減量等の指導及び啓発に関すること。
- ク 公害に関すること。
- ケ 関係市町との連絡調整に関すること。
- コ その他衛生に関すること。

(8) 監査事項

- ア 監査計画の作成に関すること。
- イ 監査資料に関すること。
- ウ 監査意見書に関すること。
- エ その他監査に関すること。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。